

平成30年度 組織機構改正

平成30年 3月19日
人事課行政管理室

組織機構改正の基本的な考え方

「行財政運営戦略」を踏まえた職員数の縮減を図りつつ、「新しい力強い鹿児島」の実現に向け、主要施策の推進や新たな行政需要への対応を的確に行う観点から、平成30年度における組織機構を改正した。

◎ 主な組織機構の改正

● 「くらし保健福祉部」の設置

県政の重点施策（2本柱）である「子育て支援」と「高齢者の生き生き支援」に関する業務を一元化し、県民のくらしに関する保健・福祉の向上に総合的に取り組むため、「くらし保健福祉部」を設置する。

● 「子育て支援課」の設置

幼保連携や少子化対策、子どもの貧困対策など、子育て支援に関する業務を一元化し、より一層推進するため、「くらし保健福祉部」に「子育て支援課」を設置する。

● 「高齢者生き生き推進課」の設置

高齢者の生きがいづくりや健康づくりなど、高齢者の生き生き支援に関する業務を一元化し、より一層推進するため、「くらし保健福祉部」に「高齢者生き生き推進課」を設置する。

● 「子育て・高齢者支援総括監」の設置

「くらし保健福祉部」に、県政の重点施策（2本柱）である「子育て支援」と「高齢者の生き生き支援」を総括する部長級の「子育て・高齢者支援総括監」を設置する。

第3回子どもの生活支援対策部会結果

1 開催日時

平成30年8月10日（金） 午前10時30分～正午

2 開催場所

県庁行政庁舎7階 7-総-1会議室

3 出席委員

前田 晶子（【部会長】鹿児島大学教育学部 准教授）

青矢 順子（鹿児島県子ども会育成連絡協議会 理事）

田實 澄恵（鹿児島県PTA連合会 副会長）

白鳥 浄子（鹿児島県児童養護協議会 会員）

徳永 伸一（鹿児島県国公立幼稚園・こども園協会 会長）

岩下 修一（社会福祉法人鹿児島県保育連合会 会長）

4 議事内容

- (1) 第2回子どもの生活支援対策部会の開催結果について
- (2) 鹿児島県の子育て支援行政に係る組織改編について
- (3) 子どもの生活支援対策推進連絡会議の設置について
- (4) 子どもの貧困対策計画の記載事業について
- (5) 既存事業の効果的な周知や今後の取組の検討について

5 委員からの主な意見

- (1) 子どもの生活支援対策を子どもの成長段階で整理した一覧表は、非常に分かりやすく、いい資料である。これらの生活支援対策について、重複等がないか、横の連携が必要なものがないか等、検証する必要があるのではないか。
- (2) 生活困窮者自立支援事業の任意事業については、地域により偏りがあるので、事業主体である市町に積極的に働きかけてほしい。
- (3) 妊娠期の支援も、子どもの生活支援対策に含めてよいのではないか。
- (4) 子どもの生活支援対策を県民に周知し、支援につながるよう、支援を必要としている子どもの周りの人たちがフォローしていくことが重要である。
- (5) 子どもの生活支援対策についてリーフレット等を作成し、周知する場合には、学校への配布が効果的と考える。
- (6) 必要な方が支援を求めやすくするため、リーフレット等には、支援の対象となった方々の事例を紹介したらどうか。

子どもの成長段階で見る主な「子どもの生活支援対策」一覧（案）

子育て支援課まとめ

成長段階	子どもの生活支援対策				
未就学児	<p><児童扶養手当給付事業> ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給 (くらし保健福祉部 子ども家庭課)</p>	<p><乳幼児医療給付事業> 住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等の窓口における自己負担の支払いをなくす乳幼児医療給付費の助成を行う市町村に対し、その一部を補助 (くらし保健福祉部 子ども家庭課)</p>	<p>(保育料等の減免)</p>	<p><児童養護施設等の子ども等への各種支援><各種児童虐待防止対策> <子育て世代包括支援センター> (くらし保健福祉部 子ども家庭課)</p> <p><ひとり親家庭等に対する日常生活の支援、就業支援、職業訓練等> <生活困窮者自立支援制度> (くらし保健福祉部 子ども家庭課、商工労働水産部 雇用労政課) (くらし保健福祉部 社会福祉課)</p>	
小学生	<p><ひとり親家庭医療費助成事業> ひとり親家庭等に医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助 (くらし保健福祉部 子ども家庭課)</p>	<p><子どもの学習支援事業> (生活困窮者自立支援事業) 生活困窮者世帯等の子どもに対して、学習支援や居場所の提供、進路相談、高校中退防止のための支援を行うほか、親に対する養育支援を実施 (くらし保健福祉部 社会福祉課)</p>	<p><就学援助> 生活保護法に規定する要保護者、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者に対し、学用品費等の就学援助を実施 (市町村)</p>	<p><ひとり親家庭等学習支援事業> ひとり親家庭等の児童が、経済的理由などにより、学習や進学の意味が低下したり、十分な教育が受けられないことがないように、学習支援を実施する市町村に対し、その一部を補助 (くらし保健福祉部 子ども家庭課)</p>	<p><放課後児童クラブ等></p>
中学生	<p><県営住宅における家賃の減免> (土木部 住宅政策室)</p>				
高校生等	<p><母子父子寡婦福祉資金貸付事業> ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付 (くらし保健福祉部 子ども家庭課)</p> <p><生活福祉資金貸付補助事業> (教育支援資金) 低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費等の貸付 (くらし保健福祉部 社会福祉課)</p> <p><生活保護> (県・市町の福祉事務所)</p>			<p><高等学校等奨学金貸与制度> 学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 (教育庁 総務福利課)</p> <p><高等学校等就学支援金> 所得制限基準額未満の世帯の高校生等に対し、高等学校等就学支援金を支給 (総務部 学事法制課, 教育庁 総務福利課)</p> <p><奨学のための給付金事業> 高校生等がいる低所得世帯(住民税非課税世帯・生活保護世帯)に対し、授業料以外の教育に必要な経費について、奨学のための給付金を支給 (総務部 学事法制課, 教育庁 高校教育課)</p> <p><高等学校入学金、授業料補助> 私立高校生のうち、経済的理由等により就学が困難な者に対し、入学金・授業料の一部を補助 (総務部 学事法制課)</p> <p><高等学校入学金、授業料減免> 経済的理由等により就学が困難な県立高校生に対し、入学金・授業料を減額・免除 (教育庁 総務福利課)</p>	<p><スクールカウンセラーの配置> (教育庁 義務教育課) (市町村)</p> <p><スクールソーシャルワーカーの配置> (教育庁 義務教育課) (市町村)</p>
大学生等	<p>(日本学生支援機構等による各種奨学金制度)</p>	<p><大学等入学時奨学金制度> 大学等進学に伴う経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与又は給付 (教育庁 総務福利課) ※卒業後の県内居住・就業を条件とする返還免除制度あり。</p>	<p>(所得等に応じた授業料の減免制度)</p>		
大学等卒業後	<p><大学等奨学金返還支援制度> 日本学生支援機構から無利子奨学金を借りた者が大学等卒業後に県内に本社を有する企業等へ就業し、一定の要件を満たした場合は、借り受けた奨学金の返還を支援 (教育庁 総務福利課)</p>				

※ 凡例 : 金銭的支援 (減免を含む) : 金銭的支援以外の支援 (各種相談, 意識啓発及び親の就労支援等)